

第 75 回富士登山競走大会協賛企業等選定実施要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、第 75 回富士登山競走大会協賛企業等（以下、「協賛企業等」とする。）の選定について必要な事項を定める。

(協賛の期間)

第 2 条 協賛の期間は、令和 5 年 2 月末日までとする。

(協賛の区分・金額・特典等)

第 3 条 協賛の区分・金額・特典等は、第 75 回富士登山競走協賛企業募集要項（以下、「募集要項」とする。）に定める。

(協賛の募集)

第 4 条 協賛の募集は、富士登山競走公式ホームページを通じて公募する。

(協賛の申し込み)

第 5 条 協賛を希望する者は、募集要項に基づき富士登山競走実行委員会事務局（以下、「事務局」とする。）に申し込むものとする。

(選定委員会)

第 6 条 事務局は、協賛企業等を選定する為に事務局内に選定委員会を設置する。

2 選定委員は、事務局の部長、次長、課長、事務局員とする。

(協賛企業等の決定)

第 7 条 事務局は第 5 条の規定による申請を受理したときは、選定委員会において、協賛希望者から提出された企画提案書等を別に定める評価基準の項目ごとに評価および採点を行い、総合的に評価し評価基準総合点が高い協賛希望者を協賛企業等として選定する。

2 事務局は、協賛の可否を決定したときは、速やかに当該協賛希望者に通知するものとする。

(協賛金の納付)

第 8 条 協賛を決定された協賛企業等は、事務局から請求があった日から 30 日以内に事務局指定の口座に協賛金を振り込むものとする。

2 大会がやむを得ない事情で中止になった場合でも、受領済みの協賛金等は返還しない。

(協賛の取消)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、協賛の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 協賛企業等が第8条に規定する期限までに協賛金を納付しないとき。
- (2) 協賛企業等がこの要項及び募集要項に反するとみなしたとき。
- (3) その他、大会の運営に支障をきたすとみなしたとき。

(協議)

第10条 この要項に定めのない事項について疑義が生じたときは、事務局と協賛企業等双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、協賛企業等に関して必要な事項は、事務局が別途定める。

附 則

(施行期日)

この要項は令和4年4月1日から施行する。